

最終処分基準省令第2条第2項第2号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第1条第2項第19号の規定による測定を行った年月日及びその結果

(状況：令和8年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

| 項 目        | 測定を行った年月日 | 測定を行った結果  |
|------------|-----------|-----------|
| 残余の埋立容量の測定 | 2026/4/6  | 979立方メートル |